

早割

受講料半額!

9/6までにお申込みの方限定

徹底研究!

持株会社オーナーのための、25%基準改正・最新対応策セミナー!

あなたの自社株の相続評価が大幅に下がる可能性があります!!

相続税の還付可能性、無料診断付!

2013. 9/20 (金)
14:00 ~ 17:00

* 講演内容 *

1. 通達改正理解の前提となる、株価評価の基礎知識
2. 通達改正の背景となる東京高裁判決解説
3. 通達改正の内容
4. 通達改正と更生請求の可能性
5. 通達改正により可能となった、今後の具体的対応策
6. 最新、相続・事業承継対策
7. 最新、法人税・所得税対策

株式保有特定会社の25%基準の合理性が争われていた訴訟で、国側敗訴の判決が確定しました(本年2月28日東京高裁)。それに伴い、大会社における株式保有特定会社の判定(財産評価通達189(2))について、その株式保有割合を50%以上(改正前25%以上)にすることに改正され、持株会社の評価が大幅に下落する可能性が出てきました(平成25年5月27日付)。

😊! どのような場合にどのようにすれば評価が大幅に下がるのか、具体的事例を用いて徹底解説します!

過去の相続税等申告について、通達に示されている法令解釈が判決に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたこと(国税通則法施行令第6条第1項第5号)から、この改正を知った日の翌日から2月以内に所轄税務署に還付の請求をすることができます(国税通則法第23条第2項第3項)。

😊! 希望者には過去の相続税申告における、税金の還付可能性について無料個別診断を行います!

■ 会場	一般社団法人全国銀行協会 銀行倶楽部 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-3-1 (東京銀行協会ビルディング内3階2号室) TEL: 03-5252-3791	■ 定員	20名様限定
		■ 受講料	1社につき1人目 30,000円 → 早割 15,000円 2人目以降 20,000円 → 早割 10,000円 ※セミナー終了後、お弁当のご用意しております。

* 講師プロフィール *

みどり合同税理士法人 理事長
公認会計士・税理士

三好 貴志男

慶応義塾大学経済学部卒。監査法人トーマツを経て、昭和62年香川県高松市にて公認会計士事務所を開設。
(株)みどり合同ホールディングス、(株)みどり未来パートナーズ(M&A)、(株)みどり財産コンサルタンツ(節税コンサル)の代表取締役。監査法人トラスト代表社員。一般社団法人金融財政事情研究会FPセンター顧問。NPO法人日本企業再生支援機構中四国地区代表。

【専門分野】

資産税：合併・株式交換・M&A・相続・事業承継等に関する税務。
経営改善：企業成長のための経営計画、日次決算、月次決算体制の構築支援。

【著書】

- ・『相続・贈与税の節税知識』『相続贈与の実践対策』(日本税理士連合会編、共著：六法出版社)
- ・『FP辞典』『FP入門』『会社の上手な売り方・買い方・守り方』(共著：金融財政事情研究会)
- ・『株式交換・移転と会社分割の実務』『企業組織再編の実務Q&A』(共著：税務研究会出版局)



お問い合わせ みどり合同税理士法人グループ 顧客サービス室 担当：山下、村上

0120-310-344



みどり合同税理士法人グループ